

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 17 | 療育手帳交付に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県の療育手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県知事

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 療育手帳交付に関する事務 |
| ②事務の概要 | 岐阜県療育手帳に関する規則(平成12年3月24日規則第72号)に関する事務 知的障害者および知的障害児に対して療育手帳の判定・交付を行う。 |
| ③システムの名称 | 中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、療育手帳システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 交付台帳 | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一 8の項及び49の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | [情報提供] ・番号法第19条第8号、別表第二 11の項 ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(令和3年内閣府・総務省令第3号)第24条の5 [情報照会] ・番号法第19条第8号、別表第二 11の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部障害福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 障害福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 個人情報総合窓口 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 岐阜県健康福祉部障害福祉課 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | |
| 適用した理由 | []適用した |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年3月31日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|---|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [○]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|--|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、療育手帳事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書及び返還届に記載された個人情報及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書及び返還届の廃棄 | |

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
|--------------|------------------------|---|

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

| | | |
|------------------|--|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、療育手帳事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---------------------------------|------------------------------|---|------|--------------------------------|
| 令和4年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和3年4月1日時点 | 令和4年3月31日時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら |
| 令和4年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら |
| 令和5年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和4年3月31日時点 | 令和5年3月31日時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら |
| 令和5年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和4年4月1日時点 | 令和5年4月1日時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら |
| 令和6年4月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③ | 中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、療育手帳システム | 中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、療育手帳システム | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。 |
| 令和6年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和5年3月31日時点 | 令和6年3月31日時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら |
| 令和6年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和5年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら |
| 令和6年4月1日 | IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手 | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら |
| 令和6年4月1日 | IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら |
| 令和6年4月1日 | IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら |
| 令和6年4月1日 | IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら |
| 令和6年4月1日 | IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら |
| 令和6年4月1日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 | | 十分である | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら |
| 令和6年4月1日 | IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓 | 特に力を入れて行っている | 十分に行っている | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら |
| 令和6年4月1日 | IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え | | 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら |